

## 産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

第1条 本工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「振興センター」という。ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難な場合として別途定めるときに該当するときはこの限りではない。

第2条 受注者は、産業廃棄物の処理に先立ち、自ら及び委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者において、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類（振興センターが発行する電子マニフェストの加入証又は産業廃棄物収集運搬業もしくは産業廃棄物処分業の優良認定を受けたことを証する許可証、特別管理産業廃棄物の場合も同じ）の写しを監督員に提出しなければならない。

第3条 第1条に規定する電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難な場合は、次に定めるときとする。

- (1) 電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。
- (2) 設計上発生することが想定されていない種類の産業廃棄物が発生し、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。

第4条 前条に規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストを交付しなければならない場合には、事前にその旨及び紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行う期間、対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量を書面で報告し、監督員の承諾を得るものとする。

第5条 前条の規定により、監督員の承諾を得て紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行う場合において、第3条に規定する事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行い、その旨、書面で監督員に報告を行うものとする。